

滋賀県がんばる医療応援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、医療機関における勤務環境の改善を推進するため、勤務する医療従事者の確保および定着を目的として業務効率化や勤務環境の整備に資する事業を実施する病院に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)およびこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の補助対象事業は、次に掲げる事業とする。ただし、別に国または県の補助金の交付を受ける事業は対象としない。

- (1) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業
- (2) 当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業

(補助事業者等)

第3条 この補助金の交付対象者は、滋賀県内に病院を設置する者とする。

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に掲げる基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調(別紙1)
- (2) 補助金所要額明細書(別紙2)
- (3) 事業計画書(別紙3)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金にかかる消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗

じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金にかかる消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容または事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金にかかる消費税等にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額税額が0円の場合を含む）は、別記様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するな

ど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項第1号および第2号の規定による承認の申請は、別記様式第3号の変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 補助金所要額調(別紙1)

(2) 補助金所要額明細書(別紙2)

(3) 事業計画書(別紙3)

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、事業の完了の日(補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合はその日)から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 補助金所要額精算書(別紙4)

(2) 補助金精算額明細書(別紙5)

(3) 事業実績報告書(別紙6)

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金にかかる消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第10条 補助金の交付は、精算払とする。

(検査)

第11条 県は必要があれば補助事業者に対し、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の執行の適正を図る必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査を求めることができる。

(書類の提出)

第12条 この要綱に定める書類は、正本一部を滋賀県健康医療福祉部医療政策課に提出するものとする。

(標準処理期間)

第13条 この補助金にかかる標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1項第1号または第2号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 同条第2項の規定による申請があった日から起算して14日以内
- (3) 規則第13条の規定による額の確定 第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく計画の変更・中止等の申請および消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告ならびに第8条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

別表

1. 事業区分	2. 基準額	3. 対象経費												
(1) 業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業	1 病院あたり 3,000 千円 + 許可病床数加算 (補助率 2/3)	業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する ICT システム導入や設備・備品整備にかかる経費												
(2) 当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 551 699 651">許可病床数 (床)</th> <th data-bbox="707 551 914 651">加算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 663 699 694">199 以下</td> <td data-bbox="707 663 914 694">1,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 705 699 736">200~299</td> <td data-bbox="707 705 914 736">3,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 748 699 779">300~399</td> <td data-bbox="707 748 914 779">4,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 790 699 822">400~499</td> <td data-bbox="707 790 914 822">6,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 833 699 864">500 以上</td> <td data-bbox="707 833 914 864">7,500</td> </tr> </tbody> </table>	許可病床数 (床)	加算額 (千円)	199 以下	1,500	200~299	3,000	300~399	4,500	400~499	6,000	500 以上	7,500	当直室・休憩室の施設設備・備品等の整備にかかる経費 ※施設整備費は、新築は対象外
	許可病床数 (床)	加算額 (千円)												
	199 以下	1,500												
	200~299	3,000												
	300~399	4,500												
400~499	6,000													
500 以上	7,500													
199 以下	1,500													
200~299	3,000													
300~399	4,500													
400~499	6,000													
500 以上	7,500													
※病床数は医療法上の許可病床数とする。														

別記様式第1号

滋賀県がんばる医療応援補助金交付申請書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助金所要額調 (別紙1)
3. 補助金所要額明細書 (別紙2)
4. 事業計画書 (別紙3)
5. 添付書類
 - (1)歳入歳出予算(見込)書の抄本
 - (2)その他参考となる書類

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け滋 第 号で交付決定を受けた滋賀県がんば
る医療応援補助金について、交付決定に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業区分および施設の名称
- 2 滋賀県補助金等交付規則第13条の規定による確定額または事業実績報告書による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

滋賀県がんばる医療応援補助金変更等承認申請書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

年 月 日付け医 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり〔変更・中止・廃止〕し、その承認を受けたいので、滋賀県がんばる医療応援補助金交付要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 変更の概要および変更の理由

2. 変更申請額

変更後の補助金所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

3. 補助金所要額調 (別紙1)

4. 補助金所要額明細書 (別紙2)

5. 事業計画書 (別紙3)

6. 添付書類

(1) 歳入歳出予算(見込)書の抄本

(2) その他参考となる書類

注1 〔 〕内は、変更、中止または廃止のうち該当するもののみを記載すること。

2 変更の概要は、適宜変更前後の対照表等の資料を添付してもよい。

別記様式第4号

滋賀県がんばる医療応援補助金事業実績報告書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

年 月 日付け滋 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業の実績について、滋賀県がんばる医療応援補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 補助金所要額精算書 (別紙4)
2. 補助金精算額明細書 (別紙5)
3. 事業実績報告書 (別紙6)
6. 添付書類
 - (1)歳入歳出決算(見込)書の抄本
 - (2)その他参考となる書類

(別紙1)

補助金所要額調 (滋賀県がんばる医療応援補助金)

(補助事業者名)

事業区分	総事業費 (A) 円	寄附金その他の収入額 (B) 円	差引事業額 (C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額		選定額 (G) 円	補助金所要額 (H) 円
					許可病床数 (E) 床	合計 (F) 円		
(1)業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業								
(2)当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業								
合計								

(作成要領)

- (A) 欄には別紙2「支出予定額内訳書」の総事業費の合計額を記入すること。
- (B) 欄には該当の事業に関し、当該補助金以外に収入がある場合(寄附金等)は、その金額を記入すること。
- (C) 欄には(A)欄の額から(B)欄の金額を差し引いた金額を記入すること、
- (D) 欄には別紙2「支出予定額内訳書」の対象経費の合計額を記入すること。
- (E) 欄には令和6年4月1日時点の医療法上の許可病床数を記入すること。
- (F) 欄には要綱別表第2欄に掲げる基準額を入力すること。
- (G) 欄には(C)欄と(D)欄と(F)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- (H) 欄には(G)欄の額に補助率2/3を乗じた額を記入すること。ただし、千円未満の額は切り捨てること。

(別紙2)

補助金所要額明細書（滋賀県がんばる医療応援補助金）

（補助事業者名）

区分	支出予定額	うち対象経費	算出内訳
(1)業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業	円	円	単価、数量等の算出基礎を記載
小 計			
(2)当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業			
小 計			
合 計			

※ 取組内容の一部が他の補助事業と重複する場合、他の補助事業で計上している経費については、当該事業の対象経費に含めないこと。

(別紙3)

事業計画書（滋賀県がんばる医療応援補助金）

（補助事業者名）

事業区分	(A)現状分析・課題	(B)取組内容	(C)事業実施により期待できる効果 ※(1)は数値目標
(1)業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業			
(2)当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業			

(別紙4)

補助金所要額精算書（滋賀県がんばる医療応援補助金）

(補助事業者名)

事業区分	総事業費 (A) 円	寄附金その他の収入額 (B) 円	差引事業額 (C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額		選定額 (G) 円	補助金所要額 (H)	交付決定額 (I)	県補助額 (J) 円
					許可病床数 (E) 床	合計 (F) 円				
(1)業務省力化・効率化に 伴う勤務環境改善に資す る設備等整備事業										
(2)当直室・休憩室の施設 設備・備品等整備事業										
合計										

(作成要領)

- (A) 欄には別紙5「補助金精算額明細書」の総事業費の合計額を記入すること。
- (B) 欄には該当の事業に関し、当該補助金以外に収入がある場合（寄附金等）は、その金額を記入すること。
- (C) 欄には（A）欄の額から（B）欄の金額を差し引いた金額を記入すること。
- (D) 欄には別紙5「補助金精算額明細書」の対象経費の合計額を記入すること。
- (E) 欄には令和6年4月1日時点の医療法上の許可病床数を記入すること。
- (F) 欄には要綱別表第2欄に掲げる基準額を入力すること。
- (G) 欄には（C）欄と（D）欄と（F）欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- (H) 欄には（G）欄の額に補助率2/3を乗じた額を記入すること。ただし、千円未満の額は切り捨てること。
- (I) 欄には当該補助金の交付決定額を入力すること。
- (J) 欄には（H）欄と（I）欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

(別紙5)

補助金精算額明細書（滋賀県がんばる医療応援補助金）

（補助事業者名）

区分	支出予定額	うち対象経費	算出内訳
(1)業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業	円	円	単価、数量等の算出基礎を記載
小 計			
(2)当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業			
小 計			
合 計			

※ 取組内容の一部が他の補助事業と重複する場合、他の補助事業で計上している経費については、当該事業の対象経費に含めないこと。

(別紙6)

事業実績報告書（滋賀県がんばる医療応援補助金）

（補助事業者名）

事業区分	(A)現状分析・課題	(B)取組内容	(C)事業実施による効果 ※(1)は数値目標の達成度
(1)業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する設備等整備事業			
(2)当直室・休憩室の施設設備・備品等整備事業			